

3. 犯罪被害者等支援のための具体的施策

① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

地域警察官による犯罪被害者等訪問・連絡活動

交番等の地域警察官は、その受持ち地区に居住する犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。

この訪問・連絡活動では、

被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供

防犯上の指導連絡

警察に対する要望・相談等の聴取

等を行っています。また、犯罪被害者等の要望を受け、周辺のパトロールを行っています。

各種相談窓口の設置

警察では、住民からの各種要望及び相談に応じる総合窓口を警察本部に設置しています。電話による相談についても、全国統一の警察相談専用電話「#9110」番を設置しており、警察本部の相談総合窓口につながっているとなっています。また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪被害相談、少年相談、消費者被害相談等個別の相談窓口を設けています。

② 精神的被害の回復への支援

カウンセリング体制の整備

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。そこで、警察では、その精神的被害を軽減するため、

カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置

精神科医や民間のカウンセラーとの連携

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度

等により、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、被害少年に対しては、専門職員（少年補導職員）が部外専門家等の助言を受けながら、カウンセリングを実施しています。

安心な社会を創るための匿名通報ダイヤル

犯罪被害者本人からの申告が期待しにくく、被害が潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁の委託を受けた民間団体が、一定の犯罪等に係る通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用しています。

現在は、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪等、薬物・拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等、オンラインカジノ賭博事犯、犯罪インフラを通報対象として、犯人の検挙や犯罪被害者等の早期保護に役立っています。



匿名通報ダイヤル 0120-924-839
ウェブサイト <https://www.tokumei24.jp>
(スマートフォン対応可)

有力情報には最大100万円支給
見過ごすな！
求む情報！
対象事案に対する犯罪情報を求めます



犯罪被害者に対応するカウンセラー（被害者は模擬）